

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学健康管理規程

平成16年4月1日
規程第 39 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成16年規則第1号。以下「安全衛生管理規則」という。）の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学生及び職員の心身の健康の保持増進について定めることを目的とする。

第2章 健康診断

第1節 健康診断の種類

(入学時及び雇入時の健康診断)

第2条 安全衛生管理規則第33条第1項に定める健康診断は、次の者を対象に行う。

- (1) 本学に入学する者
- (2) 本学に常勤職員として採用される者
- (3) 本学に教育研究系有期契約職員又は有期契約職員として採用される者で、安全衛生管理規則別表第4に掲げる業務に従事する者

(定期健康診断)

第3条 安全衛生管理規則第33条第2項に定める健康診断は、次の者を対象に行う。

- (1) 学生及び職員
- (2) 安全衛生管理規則第2条に掲げる者

(特別健康診断)

第4条 安全衛生管理規則第33条第3項に定める健康診断は、次の者のうち、安全衛生管理規則別表第5に掲げる業務を行う者に対して行う。

- (1) 学生及び職員
- (2) 安全衛生管理規則第2条に掲げる者
- (3) 派遣職員

(健康診断の項目)

第5条 第2条から第4条に定める健康診断の検査項目は、別に定める。

(人間ドック)

第6条 職員は、国家公務員共済組合が行う総合的な健康診査（人間ドック）を受診することができる。

2 職員は、前項の健康診査を受診するために、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号）第9条に定める「勤務しないことの承認」を受けることができる。

3 本条に定める健康診査の結果は、安全衛生管理規則第33条第5項の規定に基づき、第3条に定める健康診断の結果として用いることができる。

第2節 結果の記録・開示

（結果の記録義務）

第7条 学長は、第2条から第4条の健康診断の個人記録を、次に定める期間保存しておかなければならない。

（1）第4条に掲げる特別健康診断のうち、電離放射線業務に係るもの 30年

（2）前号以外の健康診断 5年

（結果の開示義務）

第8条 学長は、前条に定める健康診断の個人記録を、受診者本人に開示しなければならない。

2 学長及び保健管理センターは、前項の記録を本人の承諾無しに第三者に開示してはならない。

（労働基準監督署への報告）

第9条 学長は、職員に対して第2条から第4条に掲げる健康診断を行なった場合は、遅滞無く、所定の様式を用いて労働基準監督署へ報告しなければならない。

（健康管理手帳）

第10条 学長は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第23条に定める業務に従事した職員が退職する場合には、健康管理手帳を交付する手続きを行なわなければならない。

第3章 指導

（保健指導の内容）

第11条 安全衛生管理規則第35条に定める保健指導は、以下の項目に関し行う。

（1）病状の悪化を防ぐための応急の措置に関する事項

（2）日常生活面での指導

- (3) 健康管理に関する情報の提供
- (4) 再検査又は精密検査の受診の勧奨
- (5) 医療機関で治療を受けることの勧奨
- (6) その他保健管理センター所長が必要と認める事項

第4章 教育

(保健管理センターによる啓発活動)

第12条 保健管理センターは、学生及び職員が自発的に心身の健康の保持増進を行うことを促進するため、講義、講習等を行う。

(職員に対する特別の啓発活動)

第13条 保健管理センターは、学生の心身の健康保持のために必要な指導法等について、特別の講習などを行う。

第5章 調査

(保健管理センターによる調査、情報収集)

第14条 保健管理センターは、学生及び職員の心身の健康の保持増進のために、必要な調査及び情報収集を行う。

(保健管理センター所長の巡視)

第15条 安全衛生管理規則第9条第2項に定める保健管理センター所長による巡視は、次の目的で行う。

- (1) 大学の設備及び大学で行われる作業について、危険性を把握すること。
- (2) 職員及び学生について、心身の健康状態を把握すること。

(情報の周知)

第16条 保健管理センターは、前2条の活動において収集した学生及び職員の心身の健康の保持増進に関する情報を、広報誌等を用いて学内に周知する。

第6章 雑則

(事務分掌)

第17条 この規程及び保健管理センターに関する事務は、環境安全衛生管理室において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。